

令和2年（行ウ）第8号 怠る事実の違法確認等住民訴訟事件

原告 江崎 孝 外3名

被告 沖縄県知事

証 拠 説 明 書

令和2年12月22日

那覇地方裁判所民事第1部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 二 宮 千 明

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲10	表 写し	R2.12.22	原告ら 訴訟代理人 二宮千明	統括責任者の業務時間は飛行機搭乗時間と重複するなどしており、実際に業務を実施していない時間が従事時間数として計上されているため、少なくとも従事時間数から21時間30分が減ぜられるべきこと。

以上